空き店舗出店支援事業 (高知県空き店舗対策事業費補助金)



「商店街等の空き店舗へ出店される方」を支援します!!」

補助対象者

商店街等(県内各地域の中心商業エリア)に おいて、使用されなくなって3月以上その状態 が継続している空き店舗で開業する、個人・法 人等で下記の要件を満たす方

- ①国税、都道府県税及び市町村税を滞納してい ない方
- ②許認可等が必要な事業を営む場合において、 該当する許認可等を取得している方
- ③出店計画について、事業計画書、簡易資金繰 り予定表等の内容をもとに県の中小企業診断 士が実施する経営指導を受け入れる方
- ④出店計画策定及び出店後において、商工会・ 商工会議所等の経営サポートを受ける方
- ※その他、詳細な要件及び各地域の補助対象エ リア等については、県経営支援課または、 県内各商工会・商工会議所にお問い合わせ下 さい。

補助の対象事業

出店者が商店街等の空き店舗を活用し て行う小売業、飲食業又はサービス業 ※昼間に営業を行うこと ※1階又は2階の店舗であること

補助対象経費

【店舗改装費】

- ・内外装整備は必要最小限度のもの
- ・店舗構造の変更、華美な装飾等は対象外 (建築確認が必要となる大規模修繕費、 建物の構造及び床面積の変更に伴う工事 に要する経費は対象外)
- ・ 設備や備品は原則補助対象外 (ただし、改装に密着不可欠なものは対象)
- ・空調設備、音響設備、厨房機器及び 厨房内設備は対象外

補助率/補助額

(補助率) 補助対象経費の 1/2以内

(補助限度額)

上限額 100万円 下限額 10万円



▶ 詳しくは下記連絡先までお問い合わせください。

高知県商工労働部経営支援課 商業流涌扣当

住所 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号(本庁舎5階)

TEL

088-823-9679